

地域交通ネットワークの最適化に向けた調査業務委託仕様書

1 委託業務名

地域交通ネットワークの最適化に向けた調査業務

2 業務の目的

ポストコロナを見据えた持続可能な地域交通ネットワークの構築を図るため、地域間幹線バス路線及びそれに結節する各種交通モードの利用実態等の調査・分析をはじめ、地域住民等の意識調査、移動需要の把握・分析など、県民のニーズや地域の実情に応じたバス路線網のあり方の検討や、令和4年度に向けた地域公共交通計画の策定に必要な各種調査・分析を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 委託料

25,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 業務の内容

受託者は、地域公共交通に関する関係法令や趣旨を十分理解した上で、下記の業務を行う。

なお、下記以外の項目について、委託業務目的達成のために必要な調査・検討を予算の範囲内で追加して提案すること。

(1) 調査準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、県と十分な打合せを行う。

(2) 持続可能な地域交通ネットワークの構築に必要な情報の調査・分析

①現況等の調査・分析

県、市町村及び交通事業者が提供する資料等を基に、県の指示に基づいて、持続可能な地域交通ネットワークの構築に向けた各種調査・分析の実施及び地域公共交通計画の策定に必要な情報を整理する。

〈調査・分析する項目〉

- 県内の人口分布・移動実態
- 県内公共交通機関の現状(運行状況・利用状況、ダイヤ・運行経路等を含む。)
- 地域間幹線系統などのバス路線の利用実態・運営状況の調査・分析
- 公共交通サービスレベル（公共交通カバー率等を含む。）の調査・分析
- ICカードデータの整理・分析
- バス運行区間・経路の再検討に必要な調査
- バス車両の小型化・定時ダイヤのデマンド化等の検討に必要な調査
- 最適な交通モードへの転換・組合せの検討に必要な調査
- Ma a Sをはじめとする新モビリティサービスの先進事例調査
- その他必要な項目

〈県、市町村及び交通事業者が提供する資料〉

- 調査等に必要の県の各種計画、市町村の地域公共交通計画
- 国勢調査結果、各種統計データ
- 公共交通機関（路線バス、鉄道等）の運行状況、利用状況データ
- 交通事業者のICカード利用実績データ等
- 市町村の交通状況等のデータ（コミュニティバスなどの運行状況等）

○その他受託者が必要とする資料のうち、県が提供可能なもの

②市町村意向等の把握・整理

地域住民の移動実態に応じた交通拠点の設定や、交通圏・移動圏の考え方等に係る市町村や地域住民等の意向を把握するため、受託者が実施するアンケート等の調査票作成に当たり、必要に応じて県は助言を行う。

当該アンケート等調査と併せて、受託者が必要に応じて実施する市町村ヒアリングから得られた内容を基に、市町村の意向を把握し、県の指示に基づいて、持続可能な地域交通ネットワークの構築に向けた検討資料及び地域公共交通計画の策定に必要な情報を整理する。

(3) コミュニティ交通（コミュニティバス等）の充実に向けたロードマップの提示に必要な情報の把握・整理

①他自治体事例や国の動向等の情報収集・整理

次の項目について、県外を含む他自治体の事例や国の動向等に関する情報を収集し、県の指示に基づいて、コミュニティ交通の充実に向けた検討資料及び地域公共交通計画の策定に必要な情報を整理する。

〈情報収集・整理する項目〉

○多様な手段によるコミュニティ交通の運行事例

【例】実用化の進む新技術（AI、自動運転等）を用いたコミュニティ交通、道路運送法の見直しを踏まえたタクシー相乗り、交通事業者協力型の自家用有償旅客運送等を想定

○地域間幹線バス路線からコミュニティ交通への転換に係る検討フロー事例

○オンデマンド交通への転換・組合せの検討フロー事例

○コミュニティ交通に関する国の法整備の動向等

○その他必要な項目

②地域住民等の意向などの把握・整理（※（2）②と併せて実施）

市町村、地域住民等の意向や課題となっている事項などを把握するため、受託者が実施するアンケート等の調査票作成に当たり、必要に応じて県は助言を行う。

当該アンケート等調査と併せて、受託者が必要に応じて実施する市町村ヒアリングから得られた内容を基に、市町村の意向を把握し、県の指示に基づいて、持続可能な地域交通ネットワークの構築に向けた検討資料及び地域公共交通計画の策定に必要な情報を整理する。

(4) 県民のニーズや地域の実情に応じた最適なバス路線網（案）の提示

①地域間幹線系統などのバス路線網（案）の提示

(2)で調査・分析した情報等を基に、受託者が最適なバス路線網の案を取りまとめるのに当たり、必要に応じて県は助言や資料の提供を行う。

また、受託者は、取りまとめた案を図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理する。

〈取りまとめのポイント〉

○バス運行区間・経路の変更

○バス車両の小型化・定時ダイヤのデマンド化等の転換

○乗合タクシー等他の交通モードへの転換・組合せ

○コミュニティバス等を接続する交通結節点の設定

②その他バス路線網（案）に必要な記載事項の取りまとめ

地域間幹線系統などに結節するフィーダー系統やコミュニティバス等の接続・利用状況等について、受託者は取りまとめた案を図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理する。

(5) 地域公共交通計画の策定に必要な情報の整理

①県全体の幹線公共交通ネットワーク（案）の提示

(2) で把握・整理した情報等を基に、受託者が県全体の幹線公共交通ネットワークの案を取りまとめるのに当たり、必要に応じて県は助言や資料の提供を行う。

また、受託者は、取りまとめた案を図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理する。

〈取りまとめのポイント〉

- 幹線公共交通ネットワークで結ぶべき拠点の設定
- 市町村の意向や住民の移動実態を踏まえた交通圏・移動圏の整理
- 拠点どうしを結ぶ幹線公共交通の設定（バス・鉄道による維持を基本に、必要なサービス水準や利用者数の基準（目標値）を設定）
- 幹線公共交通ネットワークの維持に必要な具体的施策の提示（バス・鉄道のそれぞれについて、県・市町村・交通事業者等の立場で必要な施策について検討する）

②コミュニティ交通の充実に向けたロードマップ（案）の提示

(3) で把握・整理した情報等を基に、受託者がコミュニティ交通の充実に向けたロードマップの案を取りまとめるのに当たり、必要に応じて県は助言や資料の提供を行う。

また、受託者は、取りまとめた案を図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理する。

〈取りまとめのポイント〉

- バス路線を廃止し、コミュニティ交通への転換を検討する基本的な基準の設定
【例】バス路線の利用状況、コミュニティ交通の担い手の有無、行政による財政負担の状況、利用者ニーズの状況等
- 他の交通モード導入に向けて必要な作業（交通事業者と検討すべき内容）等の整理、作業フローの作成
- 多様な手段によるコミュニティ交通の運行事例に関する県内での導入可能性の検討
- コミュニティ交通の充実に向けた県・市町村・交通事業者等関係者それぞれの役割の整理、県の施策方針の提示

③その他計画に必要な記載事項の取りまとめ

地域公共交通活性化再生法に定められた必要な記載事項について、受託者は取りまとめた案を図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理する。

6 打合せ協議

業務の打合せについては、着手時、中間時（4回）、完了時の計6回実施する。

7 業務全体の留意事項

- (1) 市町村における地域交通の方向性や考え方を十分理解し、齟齬がないようにするとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日号外法律第59号）に基づく地域公共交通計画が作成されている場合は、可能な限りその内容と整合性を取ることに。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、県、市町村、交通事業者、地域住民及び関係事業者との信頼関係構築に努め、連携を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に必要な感染防止対策を徹底すること。

8 経費

業務により生じる経費（会場費・設備使用料、外部専門家等への謝金・旅費、アンケート調査の消耗品、先行事例調査に係る旅費等）は、受託者が委託料より支弁する。

9 成果品

- (1) 業務報告書（製本せず、ドッチファイルに綴じた状態で提出すること）
- (2) 電子データ一式

10 その他

- (1) 成果品についての権利は、県に帰属する。
- (2) 業務の実施に当たっては、県、市町村及び交通事業者と十分な調整を行うこと。
- (3) 業務を実施する中で、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。